### Press Release

厚生労働省新潟労働局発表平成30年5月22日(火)

厚生労働省新潟労働局

雇用環境・均等室

雇用環境・均等推進監理官 大瀧 謙太 室長補佐 八子 理子

電 話 025-288-3511

# ~ **厚生労働人臣認定 働き方次革推進企業前職ガイダンスを長岡市で初めて開催**~ 「春の就職応援ガイダンス in ハイブ長岡 | 参加企業決定!!

新潟労働局(局長 機葉 伸一)では、「えるぼし」認定、「プラチナくるみん・くるみん」認定、「ユースエール」認定を受け、「働き方改革」にも取り組んでいる県内企業の人材確保支援と優秀な人材のマッチング、認定制度の普及を目的として標記ガイダンスを実施いたします。 このたび、参加予定企業が決定いたしましたのでお知らせいたします。

### <参加予定企業:「えるぼし」、「くるみん」、「ユースエール」認定企業 12社>

株式会社オスポック 社会福祉法人桜井の里福祉会 株式会社日本フードリンク 株式会社ブルボン 株式会社笠原建設 医療法人社団しただ hakkai 株式会社 株式会社北越銀行 株式会社コロナ 株式会社ソリマチ技研 株式会社原信 社会福祉法人見附福祉会 (五十音順)

- ●日 時 平成30年5月25日(金)13:00~15:30
- ●会 場 ハイブ長岡 2階会議室「けやき」(長岡市千秋3-315-11)
- **●主 催** 新潟労働局 長岡公共職業安定所
- ●参加対象 県内就職を希望する学生・求職者、妊娠・出産・育児等で退職し再就職を希望する方
- ●内 容 企業による企業概要、募集内容等の説明・面談、雇用保険、労働条件、育児休業制度 等の相談対応 等

### <参考>

厚生労働大臣の認定制度等について

# 厚生労働大臣の認定制度等について



## 女性が活躍しています!

# えるぼし認定企業

女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」として認定します。女性活躍推進事業主であることをPRすることにより優秀な人材の確保や企業イメージの向上等が期待できます。

### 主な認定基準

- ◆ 採用:男女別の採用における競争倍率が同程度であること
- ◆ 継続就業:「女性労働者の平均継続勤続年数÷男性労働者の平均継続勤続年数」が7割以上であること
- ◆ 働き方:法定時間外・法定休日労働時間数の平均が各月45時間未満であること
- ◆ 女性管理職の割合:管理職(課長級以上)に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること
- ◆ 多様なキャリアコース:女性の非正社員から正社員への転換、女性労働者のキャリアアップに 資する雇用管理区分間の転換、女性の正社員としての再雇用、概ね30歳以上の女性の正社員採 用 の実績を有すること

# 15# Today

### 子育てサポート企業!

# くるみん認定企業プラチナくるみん製品企業

仕事と子育ての両立支援の取組が優良な企業を厚生労働大臣が「くるみん・プラチナくるみん認定企業」として認定します。仕事と子育ての両立しやすい雇用環境が整備されている事業主であることをPRすることにより優秀な人材の確保や企業イメージの向上が期待できます。

### 主な認定基準

- ◆ 男性労働者の育児休業取得率・女性労働者の育児休業取得率がそれぞれ一定基準以上である こと
- ◆ 働き方: ①法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
- ◆ 所定外労働削減のための措置、年次有給休暇の取得の促進のための措置及びその他働き方の 見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置のうちいずれかを実施していること
- ★★★「プラチナくるみん」はさらに、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たします★★★
- ◆ 男性労働者の育児休業等の制度取得率が一定基準以上であること
- ◆ 出産した女性労働者の、子の1歳時点の在職率が一定基準以上であること
- ◆ 育児休業を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上や キャリア形成のための支援などの取組の計画を立て、実施していること



# 若者が活躍しています!

# ユースエール認定企業

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業(300人以下)を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。認定を受けた企業の情報発信を後押しすることにより、若者の適職選択や当該企業が求める人材の円滑な採用を支援します。

### 

- ◆ 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下であること (直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば可)
- ◆ 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
- ◆ 前事業年度の正社員の有給休暇の取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上であること
- ◆ 直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上であること
- ◆ 学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること (少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。)
- ◆ 若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること。